

2021 年 3 月 24 日

記者発表資料

県政記者クラブ

## 「緊急物資輸送に関する連絡会議」を開催しました！

神奈川県トラック協会では、東日本大震災をはじめ自然災害時には県内の自治体の要請により被災地への緊急支援物資の輸送を率先して担ってきました。また、熊本地震の支援時には、自治体の物資拠点より緊急支援物資の輸送要請がありましたが、拠点には、荷役用のフォークリフトが無くトラックへの積み込みに苦慮する具体的問題も発生しています。

また、神奈川県トラック協会は、神奈川県より災害対策基本法に基づき「指定地方公共機関」に指定されています。

こうしたことから協会では、従前から情報交換会場として自治体との連絡会議を開催していましたが、東日本大震災から 10 年目を迎え、防災の取組みを緩めない方策が重要と言われていることから、この度、「緊急物資輸送に関する連絡会議 会議要綱」を制定し、国及び地方公共団体と密接な連携と協会の緊急物資輸送体制の確立や業界と行政機関との連携を検討する場と位置づける会議として開催しました。

### 1 主催

一般社団法人神奈川県トラック協会

### 2 構成員対象

- ・トラック運送事業を所管する関東運輸局及び神奈川運輸支局
- ・災害対策基本法に基づく指定地方公共機関を指定する神奈川県
- ・災害救助法に基づく救助実施市である横浜市、川崎市、相模原市
- ・緊急交通路の指定業務等を行う神奈川県警察本部

### 3 開催日時・場所

令和 3 年 3 月 23 日（火）10 時～12 時

神奈川県トラック総合会館 7 階 大研修室

（横浜市港北区新横浜 2-11-1 電話 045-471-5511）

### 4 主な内容

- (1) 挨拶（国土交通省神奈川運輸支局中澤支局長、（一社）神奈川県トラック協会 飯沼副会長）
- (2) 緊急物資輸送に関する連絡会議要綱の制定及び構成員の承認
- (3) 各行政機関の防災の取組状況について
- (4) 神奈川県トラック協会の防災の取組報告
  - ・ 緊急物資輸送体制の整備状況について
  - ・ 総務部防災対策室の活動状況について
- (5) 情報交換

## 5 構成員名簿

| 所 属・役 職                     |      |
|-----------------------------|------|
| 国土交通省関東運輸局交通政策部環境・物流課長      |      |
| 国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課長        |      |
| 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局長          |      |
| 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官 |      |
| 神奈川県警察本部交通部交通規制課長           |      |
| 神奈川県くらし安全防災局副局長兼防災部長        |      |
| 横浜市総務局緊急対策課長                |      |
| 川崎市総務企画局危機管理室担当課長           |      |
| 相模原市危機管理局危機管理課長             |      |
| (一社) 神奈川県トラック協会             | 副会長  |
| 総務企画委員会災害対策小委員会             | 委員長  |
|                             | 副委員長 |
|                             | 委 員  |
| 事務局                         |      |
|                             | 専務理事 |
|                             | 常務理事 |

## 6 参考

- ・ 緊急物資輸送に関する連絡会議について  
国土交通省と行政の会議にトラック協会が参加する会議はあるが、協会主催でかつ、国土交通省、神奈川県、政令市（横浜市、川崎市、相模原市）、神奈川県警察で組織するのは、全国でも唯一の会議です。
- ・ 神奈川県トラック協会災害対策連絡会議組織の構築について  
災害対策連絡会議組織は、会員事業所のうち防災対策に意識ある事業所をアンケートによる意識調査を行い、その事業所を対象に緊急物資輸送支援体制の構築を図っています。
- ・ 防災対策室について  
神奈川県トラック協会では、全国唯一の防災対策室を設置して、災害対策基本法に基づく緊急物資輸送等の実施体制の調査検討及び協会会員への防災対策（BCP等）の普及啓発に努めています。

### 問合せ先

一般社団法人神奈川県トラック協会総務部防災対策室  
室長 荻野  
次長兼室長代理 有安  
電話 045-471-5511

## 災害対策基本法

### 第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 指定地方公共機関・・・略・・・都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で当該都道府県の知事が指定するものをいう。

### 第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

## 会議全景

